

益田市経済回復支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年5月20日

益田市長 山本浩章

益田市経済回復支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナ属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止に伴う措置の影響（以下「新型コロナウイルス感染症の影響等」という。）により打撃を受けた地域経済の回復及び地域産業の活性化を目的として、地域の団体が実施する事業に要する経費について予算の範囲内で交付する益田市経済回復支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関して、益田市補助金等交付規則（平成9年益田市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、益田商工会議所、美濃商工会、一般社団法人益田市観光協会その他の市内に事業所を置く法人又は商店会その他の市内に活動拠点を置く団体（団体の規約を定め、代表者が明らかであり、かつ、適正な意思決定のもと確実な事業実施及び経理を行うことができるものと認められるものに限る。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行うもの
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（候補者になろうとする者を含む。）、公職にある者又は特定の政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行うもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、活動が公序良俗に反し、補助金を交付することが不相当と認められるもの

(補助対象事業の内容等)

第3条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和3年4月1日から令和4年3月10日までの期間内において実施される次の各号のいずれかに該当する事業であって、10万円以上の経費を要するものとする。

- (1) 地産地消の推進、地域内循環の向上その他地域経済の活性化に資する事業

(2) その他第1条に規定する目的を達成するために必要と認められる事業
(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち、別表に掲げるものとする。

2 補助金の交付額は、前項の補助対象経費の合計額から、当該補助対象事業の実施に要する経費に対する寄附金その他の収入の額を控除して得た額の5分の4以内の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1の補助対象団体につき200万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（次条において「申請者」という。）は、益田市経済回復支援事業補助金交付申請書（別記様式）に必要な資料を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、当該決定の内容を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定に際し、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができるものとする。

3 市長は、第1項の規定による交付決定の日前までに申請者が補助対象事業に着手している場合は、当該交付決定前の着手を適当と認める事由がある場合に限り、同日前に実施した部分に係る補助対象経費について、補助金の交付の対象とすることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和3年5月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

対象経費	内容
報償費	団体外部の講師、専門家等に対する謝礼等
旅費	団体外部の講師、専門家等に対する交通費、宿泊費等
需用費	印刷製本費、材料費、消耗品費等（食糧費を除く。）
役務費	広告費、通信運搬費、行事保険料等
委託料	団体外部の専門家、事業者等に対する委託料等

使用料及び賃借料	会場使用料、物品賃借料（機器に係る保険料を含む。）等
備品購入費	補助対象事業の実施に必要と認められる備品の購入費。ただし、補助金の交付申請額の1/2以内の額とすること。
その他経費	その他市長が事業の実施のために必要と認める経費